

多治米学区まちづくり計画

～誰もがいきいきと暮らせる地域をめざして～



荒神社（画：藤田昭弘）

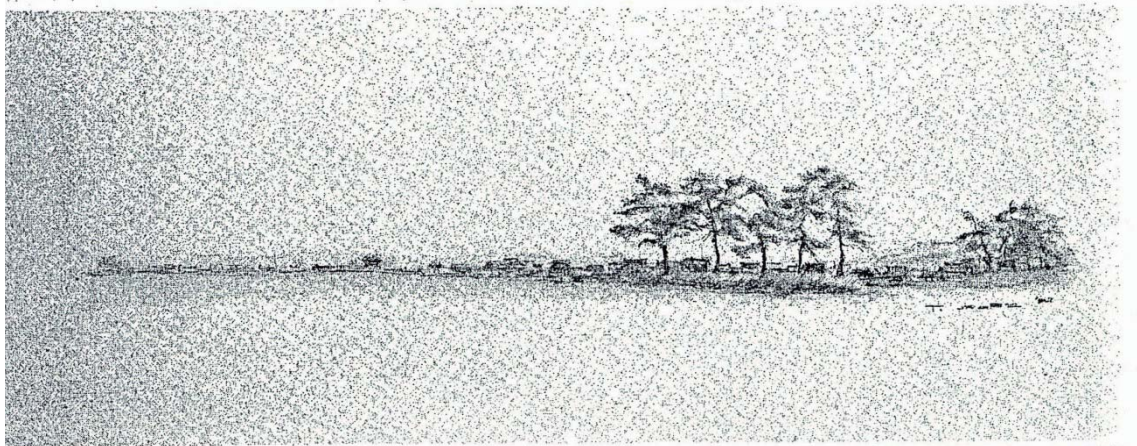
2016年（平成28年）6月

多治米学区まちづくり推進委員会

福山市民憲章

私たちは恵まれた自然の中で育った 福山の市民です
私たちの福山市は たくましい市民の不屈の精神によって築かれ
大きく発展しつづけている希望の町です
私たちは福山市民であることに誇りと責任をもち
お互いのしあわせをねがい よい市民となるために
市民憲章を定め 心のよりどころとします

- 心に太陽をもち 胸をはって元気に働きましょう
- 小さな親切を 勇気をもって行いましょう
- きまりを守り よい習慣をつくりましょう
- 子どもたちのために 明るい家庭と美しい町をつくりましょう
- 文化を育て 健康で平和な社会を築きましょう
- 人権を尊重し 差別のない人間関係をつくりましょう



五本松と青戸川筋多治米家並 画 ト部俊孝

多治米学区まちづくり計画目次

1	はじめに	1
2	まちづくり計画の目的	1
3	多治米学区の現状	2
4	まちづくり計画の基本的な考え方	2
5	まちづくり計画の具体的活動の推進方向（活動計画）	
	（1）にぎわいの活力 ～にぎわいの創出による 活力と絆づくりの創造～	3
	（2）青少年の健全育成 ～未来をたくす 多治米っ子 地域で守り 育てよう～	4
	（3）社会福祉の増進 ～思いやりの心でつなぎ 支え合いを育てよう～	5
	（4）安心安全の対策 ～住んで良かった 安心安全で 快適なまちづくり～	6
	（5）環境の改善整備 ～恵み豊かな自然を愛し 快適な環境づくり～	7
	（6）人権啓発の推進 ～育てよう 一人ひとりの人権意識～	8
6	まちづくり計画の推進体制	
	（1）まちづくり計画の目標	9
	（2）多治米学区まちづくり計画構成団体と「活動計画」担当区分	10
	（3）多治米学区まちづくり推進委員会規約	11
7	資料：まちづくりアンケート調査の集計結果（抜粋）	
	（1）-1 地域の活力を高めるため、どのような事業があればよいと思いますか？	14
	-2 地域活動に参加する場合、どのような活動(形態)を望みますか？	
	（2）-1 子ども達に学校や地域はどのようになことに力を入れるべきですか？	
	-2 子ども達の健全育成を図るためには、何をすればよいと思いますか？	
	（3）高齢者にとって地域にどんな事業があればよいと思いますか？	15
	（4）-1 多治米学区に住んで、治安がよいとおもいますか？	
	-2 不安に思うときはどんなときですか？	
	（5）-1 家電製品や家庭ゴミの不法投棄、ゴミの分別についてどう思いますか？	16
	-2 ゴミの分別について、どう思われますか？	
	-3 犬・猫のふん尿処理についてどう思われますか？	

1. はじめに

多治米学区まちづくり計画の策定に当たっては「第二次福山市協働のまちづくり行動計画」に基づいて、毎年各町内会で実施している地域別住民学習会で出された意見と学区まちづくりアンケート調査の集約結果を含めて策定しました。ご協力いただきました方々には厚くお礼申し上げます。

この計画は、各町内会をはじめ、諸団体のこれからの活動と深くかかわっており、それぞれの部会活動と連携しながら進めてまいります。また、計画が実質的な成果をあげるためには、「学区まちづくり推進委員会」を構成する諸団体がこの計画の主体となり、実行、点検・検証しながら推進していくことが必要です。

私たちは、多治米学区住民として「誰もがいきいきと暮らせる地域をめざして」共に力を合わせ、この計画を推進してまいりましょう。

多治米学区まちづくり推進委員会
委員長 垣木 強

2. まちづくり計画の目的

福山市では、市制施行100周年となる2016年（平成28年）を目前に、「どのような『まち』をめざしていくのか」、「そのためには、どんなことに取り組んでいく必要があるのか」など、まちづくりに関する方向性や重点項目を定め、「第二次福山市協働のまちづくり行動計画」を策定し、自主・自立のまちづくりに向け、全学区の計画策定に取り組んでいます。

全国的に少子高齢化・人口減少社会を迎えるなか、福山市においても今後、現在と同じ市民サービスを継続して提供し続けることは困難な状況といわれています。「ずっと住み続けたい」、「住み続けることができる」持続可能なまちづくりを行っていくためには、地域における市民活動の主体となるまちづくり推進委員会を中心に、市民、ボランティア・NPO、学校・大学・企業、行政等とお互いの役割を認識し、連携しながら、より良い地域づくりを行っていかなければなりません。

そのためには、まずはそこに暮らすわたしたち多治米学区住民が、自分たちの住む地域を見つめ直し、地域のめざすべき将来像や地域課題・生活課題をお互いに出し合い、取りまとめて、今後の地域におけるまちづくりの「柱」となる「学区まちづくり計画」の策定が必要となりました。

3. 多治米学区の現状

多治米学区は、旧市街地から南西2.5kmの福山市中心部に位置し、福山駅前大通りに沿って細長く、近年農地から宅地開発が進み、準工業・店舗・集合住宅・戸建住宅が混然一体となったまちです。

- ・世帯数は4,143戸、町内会加入世帯は2,200戸、町内会加入率は53.1%（2015年11月末現在）であり、福山駅前大通りを挟んで東西に6町内会で構成されています。
- ・学区の東側には、通称「病院通り」ともいわれる福山医療センターなどの病院がベルトのように建ち並び、医療機関の充実した地域です。
- ・学区の西側には、多治米西の荒神社が芦田川の旧土手上に鎮座し、境内には摂社が建ち並びます。この神社は、江戸時代の名残から地域住民の守護神として祀られています。また、芦田川が身近にあり、豊かな自然、山の緑とその青い空から吹く風も柔らかく、心地よい癒しさを感じることもできるまちです。

4. まちづくり計画の基本的な考え方

(1) まちづくり計画の趣旨

この計画は、住民学習会で出された意見とアンケート結果からの課題をふまえ、今後の多治米学区のまちづくりの基本的な視点・主な事業の展開方法・スケジュールなど、具体的な活動事業を取りまとめたものです。今後のまちづくり活動の指針とするとともに、学区民の幅広い活動の目標にするものです。

(2) 計画の期間

このまちづくり計画は、中期計画とし、2016年度（平成28年度）を初年度として2018年度（平成30年度）までの3年間とします。

(3) 計画の見直し

実施した活動の成果を適宜的確に評価するなかで、社会情勢や学区民のニーズの変化等により必要に応じて見直しを図り、行政・関係団体とともにより実効性のある活動を継続・推進します。

5. まちづくり計画の具体的活動の推進方向

(1) にぎわいの活力

～ にぎわいの創出による 活力と絆づくりの創造 ～

1 基本的な視点

- (1) 「何らかの組織グループの一員として活動したい」という積極的な意見が多く見られるので、魅力にあふれ、活力に満ちたまちづくりを推進するために、各事業・行事に積極的に参画する人づくりに取り組み、参加者一人ひとりが輝く、にぎわいの創出に努めます。
- (2) 地域の活力を高める学区の主要な行事である「ふれあい広場」「各種スポーツ大会」「盆踊り大会」「文化祭」「とんど祭り」等の伝統行事は「定着している」との意見が多く、今後も伝統行事の充実・継承に努め、各種行事の参加者を通じ町内会加入率向上に努めます。

2 主な事業の展開方向

- (1) ふれあい広場、盆踊り大会、文化祭、とんど祭りの開催を継続し、にぎわいの創出により参加者の増加をめざし、高齢者と子どものふれあいの場づくりの創出に努めます。年度当初にまちづくり推進委員会による「学区3役交流会」を開催し、実施体制を明確にして各事業の活性化に努めます。
- (2) 各種スポーツ大会は、若者や中堅層の活力の維持増進を図るために、積極的な参加が得られるよう啓発し、競技内容の創意工夫に努め、参加者の維持拡大に努めます。
- (3) 町内会活動の活性化と絆づくりを図るため、学区民憲章を作成し、町内会等への加入促進について3年計画を策定して加入促進に努めます。

3 具体的な事業と役割分担 及び スケジュール

具体的な事業種目	役割分担			スケジュール	
	学区	行政	関係団体	毎年	中期3年
(1) 学区民憲章の作成	○			○	
(2) 学区3役交流会の開催	○			○	
(3) ふれあい広場の開催	○		○	○	
(4) 各種スポーツ大会の開催	○			○	
(5) 敬老会の開催	○			○	
(6) 盆踊り大会、文化祭、とんど祭りの開催	○			○	
(7) 町内会への加入促進	○				○
(8) 「協働のまちづくり」 講座の開催	○			○	
(9) リーダー養成出前講座の開催	○	○		○	

5. まちづくり計画の具体的活動の推進方向

(2) 青少年の健全育成

～ 未来をたくす 多治米っ子 地域で守り 育てよう ～

1 基本的な視点

- (1) 学区全体で見ると「家庭教育」についての育成活動への取り組みや「不登校・いじめ」などの対応への意見が多く、「地域の子どもは地域で守る」を合言葉に、登下校時の見守り活動を中心に子どもとの「ふれあい」を深め、地域の歴史・文化の啓発に努めます。
- (2) 「子どもの個性を伸ばす」「健康教育の充実」「子どもの育成活動」への意見も少なくなく、子ども会加入率の減少傾向のなか、子ども会の加入促進に向けて取り組み、子ども会活動のさらなる充実に努めます。

2 主な事業の展開方向

- (1) 各町内会単位の防犯・防災教室の開催及び巡回パトロールの実施等により、住民による「地域の子どもは地域で守る」防犯・防災意識の高揚に努めます。
- (2) 子ども見守り隊の新たな担い手を増やし、継続的な見守り活動に努めます。また、見守り活動に加え、声かけやあいさつ・交通指導等を併せて行うよう努めます。
- (3) 登下校時の交通状況を点検し、危険通学路の環境整備に努めます。
- (4) PTA・子ども会・連合町内会の3者連携による「子ども会育成協議会」を設置し、子ども会活動のさらなる充実と加入率の向上へ向けて3年計画を策定して取り組みます。

3 具体的な事業と役割分担 及び スケジュール

具体的な事業種目	役割分担			スケジュール	
	学区	行政	関係団体	毎年継続	中期3年
(1) 子どもの登下校時に対する見守り活動の充実	○			○	
(2) 子どもの朝・夕のあいさつ運動の実施	○		○	○	
(3) 危険通学路の点検・改善	○	○		○	
(4) 児童を対象にした交通安全ポスターの公募	○			○	
(5) 巡回パトロールの実施（防犯・交通安全）	○			○	
(6) 定期的な幟旗の設置，不審者対策の看板の設置	○			○	
(7) 多治米史跡めぐりの啓発	○			○	
(8) 小学校児童の子ども会加入の促進	○	○			○

5. まちづくり計画の具体的活動の推進方向

(3) 社会福祉の増進

～ 思いやりの心でつなぎ 支え合いを育てよう ～

1 基本的な視点

- (1) 日常生活のサポートや見守りなどの「高齢者等への支援活動」を望む意見が多く出されています。急速な少子高齢化の進行や核家族化により、地域のつながりや人間関係が希薄化する中で、地域住民のつながりを高め、生き甲斐を持ち、安心して暮らせるまちづくりをめざし、高齢者や障がいをもった人達の支援に努めます。
- (2) 学区内には、子どもが安心して遊べる場所が少なく、子育て中の親子が地域で集まり、交流できる場所を望む意見が多くあります。次世代を担う子ども達を、安心して産み、育てられる環境づくりや、地域住民が心身ともに健康で、いつまでも社会参加できる環境整備に努めます。

2 主な事業の展開方向

- (1) 高齢者や障がいをもった人達と子どもの交流事業や、世代間交流の居場所づくりに努めます。
- (2) 高齢者や障がいをもった人達の、社会参加や生きがいをづくりの場の充実拡大に努めます。
- (3) 高齢者や障がいをもった人達の、避難行動要支援者の支援について、3年計画を策定し、支援を必要とする人への支援体制を構築し、支援活動の充実に努めます。
- (4) 高齢者や障がいをもった人達の孤立化防止について、見守り活動の新たな担い手を増やし、見守り活動の充実に努めます。
- (5) 育児の孤立化防止のため、子育て支援活動の支援に努めます。

3 具体的な事業と役割分担 及び スケジュール

具体的な事業種目	役割分担			スケジュール	
	学区	行政	関係団体	毎年継続	中期3年
(1) 高齢者いきいきサロン、世代間交流サロンの開催	○		○	○	
(2) 避難行動要支援者への支援の充実	○		○		○
(3) 高齢者の見守り活動の充実	○			○	
(4) 障がいをもった人に対する理解を深める学習の支援	○	○		○	
(5) 子育て支援体制の整備	○	○		○	
(6) 高齢者健康づくりの軽運動の普及	○		○	○	

5. まちづくり計画の具体的活動の推進方向

(4) 安心安全の対策

～ 住んで良かった 安心安全で 快適なまちづくり ～

1 基本的な視点

- (1) 地域の治安については、「普通だと思う」と多くの方が受け止めていますが、反面、「不安なときがある」「良くない」との意見もあり、自由記述にも「河川・水路への転落危険」への不安がありました。安心安全で快適な生活を送るために、防犯・防火・交通事故防止の意識高揚を継続して行い、安全で安心して暮らせるまちづくりに努めます。
- (2) 都市化の進展に伴い、近隣住民との連帯意識が希薄化しています。コミュニティの機能を再生し、住民相互の自主的な防犯・防災の初動活動に取り組み、減災に努めます。
- (3) 「不安に思うとき」の中には、全国各地で多発している万が一の自然災害発生時の不安が指摘されています。自然災害の発生に備えた環境整備に努めます。

2 主な事業の展開方向

- (1) 防犯・防火・交通事故防止の啓発活動により、生活環境の改善整備を行い、防犯活動等の活発化に努めます。河川・水路の危険箇所の安全対策等は、3年計画を策定し改善に努めます。
- (2) 初期消火の実践により、火災を未然に防ぎ、尊い生命と財産を守るために、家庭用消火器・火災警報器の設置の推進に努めます。
- (3) 自然災害に備えて、学区を中心とした防災マップを作成・活用して研修会を行い、避難場所・避難経路の認識強化に努めます。

3 具体的な事業と役割分担 及び スケジュール

具体的な事業種目	役割分担			スケジュール	
	学区	行政	関係団体	毎年継続	中期3年
(1) 防犯・防火・交通事故防止に向けた学習の実施	○	○		○	
(2) 河川・水路の危険箇所の検証と安全対策の実施	○	○		○	
(3) 防犯カメラ, 防犯灯の増設	○			○	
(4) 火災予防の啓発, 救命救急講習会の開催	○	○		○	
(5) 自然災害時の避難経路・災害用備品整備の啓発	○	○		○	
(6) 防犯・防火・交通安全パトロールの実施	○			○	
(7) 防犯・防火・交通事故防止の啓発看板の設置	○			○	

5. まちづくり計画の具体的活動の推進方向

(5) 環境の改善整備

～ 恵み豊かな自然を愛し 快適な環境づくり ～

1 基本的な視点

- (1) 家電製品や家庭ごみの投棄は「まあまあ良い」と良好な状態ですが、「路肩や川に不法投棄がある」や分別について「時折分別していないもの残る」という意見もあり、学区住民が一体となって快適な環境づくりに努めます。
- (2) 犬や猫のふん尿処理は「処理している人に対し、処理していない人が多い」と指摘されていますので、飼主によるふん尿の正しい処理方法の啓発に努めます。
- (3) 社会問題の大きなテーマである地球温暖化や河川・水の問題などについては、問題提起を行うとともに、何ができるかを考え、今できることから実践に努めます。

2 主な事業の展開方向

- (1) 定められた「分別・出し方」の指導の徹底及び道路や河川・田畑へのゴミのポイ捨ての対応には、看板等により啓発に努めます。
- (2) 犬・猫のふん尿が適切に処理されていないので、飼主によるふん尿の正しい処理方法について、看板等により啓発に努めます。
- (3) 環境問題への対応として、大きな社会問題になっている地球温暖化等への問題意識が希薄になりやすいので、これらへの啓発に努めます。
- (4) 各種情報の共有化について3年計画を策定し、各町内ゴミステーションへ掲示板を設置して、行政情報等を掲示し情報の共有化に努めます。

3 具体的な事業と役割分担 及び スケジュール

具体的な事業種目	役割分担			スケジュール	
	学区	行政	関係団体	毎年継続	中期3年
(1) 正しいごみ分別の啓発	○			○	
(2) 不法投棄パトロールの実施	○	○		○	
(3) 巡回パトロールの実施, 収集残の実態調査	○			○	
(4) 道路・河川の清掃活動	○			○	
(5) 芦田川一斉清掃への参加	○			○	
(6) ペット飼育のマナー啓発	○			○	
(7) ゴミステーションへ町内用掲示板の設置	○			○	
(8) 地球温暖化防止研修会, 児童対象勉強会の開催	○			○	

5. まちづくり計画の具体的活動の推進方向

(6) 人権啓発の推進

～ 育てよう 一人ひとりの人権意識 ～

1 基本的な視点

- (1) 高齢者，女性，障がいをもった人，外国人等さまざまな人権を尊重し，明るく住み良い地域社会の実現をめざし，継続して啓発活動に努めます。
- (2) 人権啓発は，地域や家庭においても研修を深める必要があり，日常生活の中で，人権尊重の生き方が実践できる力が身につくよう，継続して啓発活動に努めます。

2 主な事業の展開方向

- (1) 古いしきたりや慣習など身近な課題について研修し，正しい人権意識の啓発に努めます。
- (2) 町内会単位で，身近な課題について学習し，全ての人々が認め合い，支え合い，生きがいを持って生活が出来るよう努めます。
- (3) 人権部会委員は，生涯学習センターと連携して研修を深め，地域別住民学習会等の推進に指導的な役割を果たすよう努めます。

3 具体的な事業と役割分担 及び スケジュール

具体的な事業種目	役割分担			スケジュール	
	学区	行政	関係団体	毎年継続	中期3年
(1) 人権講演会の実施	○	○		○	
(2) 人権研修会及びリーダー養成講座の実施	○	○		○	
(3) 町内会等住民学習会の実施	○			○	
(4) 団体別学習会の実施	○			○	

6. まちづくり計画の推進体制

(1) まちづくり計画の目標

「誰もがいきいきと暮らせる地域をめざして」をスローガンに掲げ、計画策定に取り組みました。

① まちづくり計画の策定

前記4「まちづくり計画の基本的な考え方」に基づき、多治米学区の各種団体の協力を求め、みんなで協議して計画を策定しました。

② まちづくり計画（案）の策定委員会設置

まちづくり推進委員会の常任委員とその他委員長が指名した委員において構成される計画策定委員により、まちづくり計画（案）を策定しました。

多治米学区まちづくり計画策定委員

役 職	構成団体名	役員名
顧 問	学識経験者・明るいまちづくり協議会	岡 崎 昭
委員長	多治米学区町内会連合会・多治米西町内会	垣 木 強
副委員長	千代田上町内会	小 林 賛 雄
〃	多治米小学校	森 定 瑞 穂
〃	体育会	藤 井 康 裕
〃	自主防災組織(防火協会)	坂 本 博 人
事務局	行政職員の会	池 田 昌 弘
〃	行政職員の会	村 上 弘 和
〃	五本松町内会	佐 藤 慎 一 郎
〃	子ども会	松 浦 郁 子
〃	多治米小PTA	浅 田 健 次
会 計	千代田町内会	近 藤 益 弘
監 査	沖野上西町内会(防犯協会)	藤 井 隆 雄
〃	角内町内会(明るい選挙)	東 春 雄
その他	中部生涯学習センター(多治米学区担当)	高 森 忠 則
	多治米公民館	馬 場 輝 邦
	〃	平 井 悦 子
	〃	飯 島 昌 見

③ まちづくり計画の決定

まちづくり計画(案)に基づき、別紙多治米学区まちづくり計画構成団体の代表者により、担当区分の具体的活動計画について分科会で協議し、その結果を全体会議で発表して出席者全員の総意によりまちづくり計画を決定しました。

(2) 多治米学区まちづくり計画 構成団体と「活動計画」担当区分

番号	団体名	「活動計画」担当区分
1	多治米学区町内会連合会（連合町内会長）	1 にぎわいの活力
2	多治米学区町内会連合会（多治米西町内会長）	1 にぎわいの活力
3	多治米学区町内会連合会（千代田上町内会長）	1 にぎわいの活力
4	多治米学区行政職員の会	1 にぎわいの活力
5	多治米公民館	1, 6 にぎわいの活力, 人権
6	多治米学区町内会連合会（沖野上西町内会長）	2 青少年の健全育成
7	福山市立多治米小学校	2 青少年の健全育成
8	多治米小学校PTA	2 青少年の健全育成
9	福山市立西多治米保育所	2 青少年の健全育成
10	多治米学区子ども会育成協議会	2 青少年の健全育成
11	多治米学区青少年育成協議会	2 青少年の健全育成
12	多治米学区体育会	2 青少年の健全育成
13	多治米学区明るい選挙推進協議会	2 青少年の健全育成
14	多治米学区町内会連合会（角内町内会長）	3 社会福祉の増進
15	多治米学区福祉を高める会	3 社会福祉の増進
16	ボランティアの会	3 社会福祉の増進
17	多治米学区老人クラブ連合会	3 社会福祉の増進
18	第27区民生委員児童委員協議会	3 社会福祉の増進
19	多治米学区町内会連合会（五本松町内会長）	4, 5 安心安全, 環境改善
20	多治米学区町内会連合会（千代田町内会長）	4, 5 安心安全, 環境改善
21	多治米学区自主防災組織	4, 5 安心安全, 環境改善
22	多治米学区南防火協会	4, 5 安心安全, 環境改善
23	多治米学区防犯組合	4, 5 安心安全, 環境改善
24	多治米学区交通安全自治会	4, 5 安心安全, 環境改善
25	多治米学区公衆衛生推進委員会	4, 5 安心安全, 環境改善
26	土木常設員連絡協議会	4, 5 安心安全, 環境改善

(3) 多治米学区まちづくり推進委員会規約

(名 称)

第1条 この委員会は、多治米学区まちづくり推進委員会(以下「委員会」という)と称する。

(目 的)

第2条 この委員会は、住民主体の地域づくりに向けて、協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 この委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域課題に取り組む事業
- (2) 地域の活性化に向けた事業
- (3) コミュニティの育成に取り組む事業
- (4) 地域環境づくり並びに健康づくりに取り組む事業
- (5) まちづくり推進委員会運営事業
- (6) 地域まちづくり計画に基づく事業

(構 成)

第4条 この委員会は、別表に定める各種団体・機関の代表者及び学識経験者等をもって構成する。(別紙1)

(役 員)

第5条 この委員会に委員長1名、副委員長若干名、事務局2名、会計1名、監査2名を置き、必要に応じて顧問、他の役員を置くことができる。

(役員を選任)

第6条 役員は委員会において選任する。

- 2 監査は、他の役員を兼ねることができない。

(役員職務)

第7条 委員長は、この委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 事務局は、この委員会に属する事務を処理する。
- 4 会計は、この委員会の会計を担当する。
- 5 監査は、この委員会の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第9条 委員会の会議は委員長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正
- (2) 役員選出
- (3) 予算及び事業計画
- (4) 決算及び事業報告
- (5) その他、必要な事項

第10条 委員会の会議の議長は、委員長がこれに充たる。

(会議の定足数)

第11条 委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開会する事ができない。

(会議の議決)

第12条 委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。但し、欠席の場合は議長に委任したものとする。

(常任委員会の設置)

第13条 この委員会に必要あるときは、常任委員会を設けることができる。

- 2 常任委員会は、委員長・副委員長・各町内会長・事務局・会計及び議題審議に必要な委員で構成する。

(部会の設置)

第14条 この委員会に部会を置く事ができる。部会長は、各組織の学区担当の代表者があたる。

- 2 この委員会の活動方針と整合性を高めるために、委員長・副委員長または相当の人材を参与として充てる事ができる。
- 3 部会は、別紙2で決める。

(会議の概要の作成及び公表)

第15条 会議の議事については、次の事項を記載した会議の概要を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 委員等の現在数及び出席者数
 - (3) 議決事項及びその結果
- 2 委員会が行う事業の計画・報告並びに予算・決算については、広報紙等で広く地域住民に公表する。

(会 計)

第16条 この委員会の経費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計帳簿の整備)

第17条 この委員会は、地域住民が閲覧できるよう会計に関する帳簿を整備する。

(規約の変更)

第18条 この規約は、委員会において議決を得なければ、変更することはできない。

(雑 則)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

※この規約は、2006年(平成18年)4月3日から施行する。

(必要に応じて細則を設けることができる。)

※この規約は、2016年(平成28年)6月25日から一部変更し施行する。

別紙 1

別表 (第 4 条関係)

多治米学区まちづくり推進委員会構成団体・機関

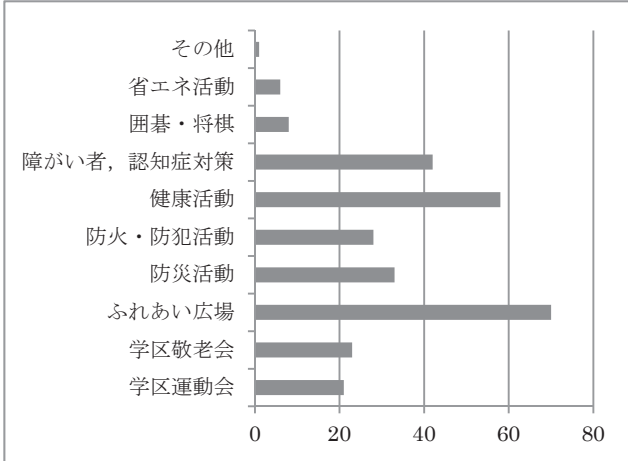
1. 多治米学区町内会連合会 (各町内会)
2. 多治米小学校
3. 多治米小学校 P T A
4. 多治米学区子ども会育成連絡協議会
5. 多治米学区青少年育成員協議会
6. 多治米学区体育会
7. 多治米学区自主防災組織
8. 多治米学区福祉を高める会 (ボランティアの会)
9. 多治米学区老人クラブ連合会
10. 27区民生児童委員協議会
11. 多治米学区防犯協会
12. 福山市南防火協会多治米支部
13. 多治米学区公衆衛生推進委員会
14. 多治米学区交通安全自治会
15. 多治米学区明るい選挙推進協議会
16. 西多治米保育所
17. 解放同盟千草支部
18. 多治米学区行政職員会
19. 多治米公民館

7. まちづくりアンケート調査の集計結果（抜粋）

(1) 活力

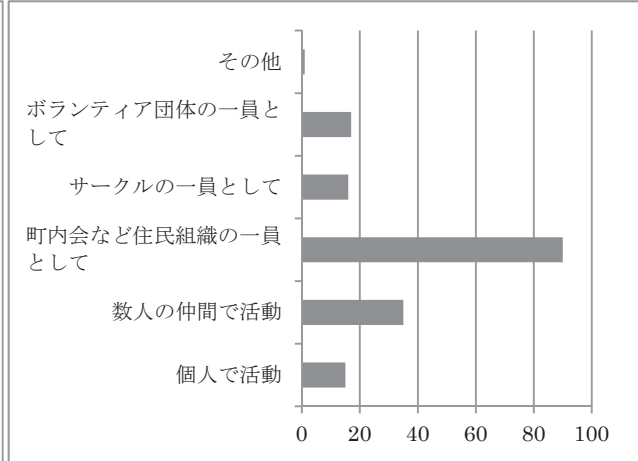
(1) -1 【設問 15】

地域の活力を高めるため、どのような事業があればよいと思いますか。



(1) -2 【設問 18】

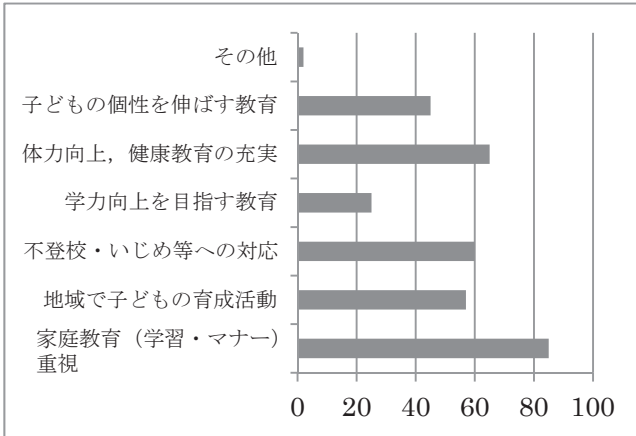
地域活動に参加する場合、どのような活動（形態）があればよいと思いますか



(2) 青少年の健全育成

(2) -1 【設問 7】

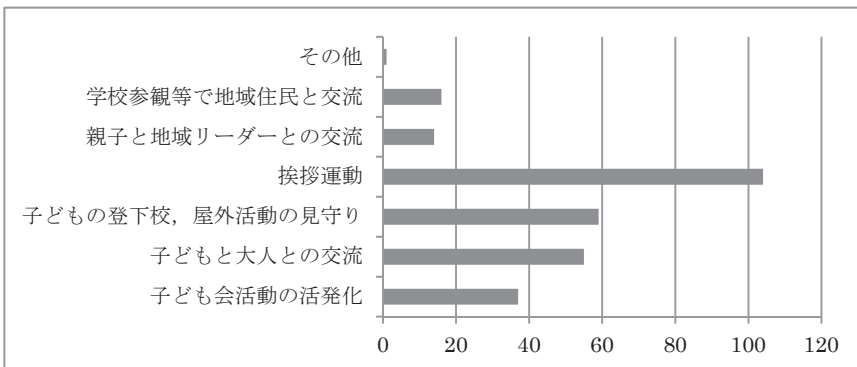
子どもたちに、学校や地域はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。



【その他の意見】

- 子どもたちが安全に遊び回れる場所（公園他広場）の確保。
- 歩行者や自転車の交通マナー教育が必要。
- 子どもたちが、交通事故や事件等に巻き込まれないことに力を入れるべき。
- 地域の大人たちが常に子どもたちを見守り、声かけをする。
- 子ども会活動の充実。
- 物事の善悪、やって善し悪しは家庭のしつけ。
- 登下校児童に「おはよう」「おかえり」とか声かけをしているが、返事がない子がいる。あいさつができるといい。

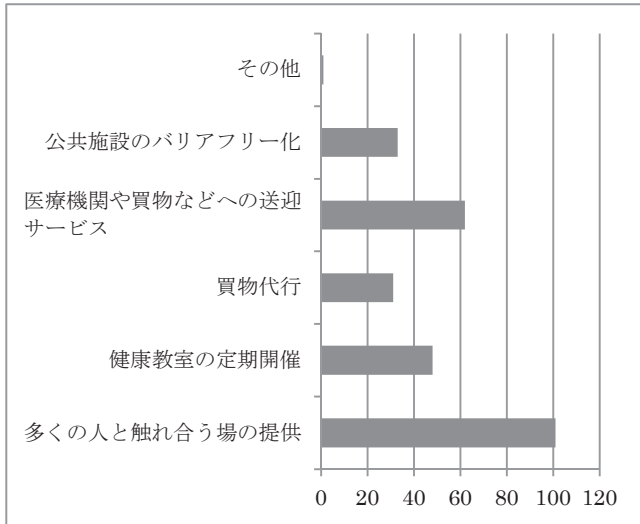
(2) -2 【設問 17】 子どもたちの健全育成を図るには何をすればよいと思いますか。



(3) 福祉

(3) -1 【設問14】

高齢者にとって、地域にどんな事業があればよいと思いますか。



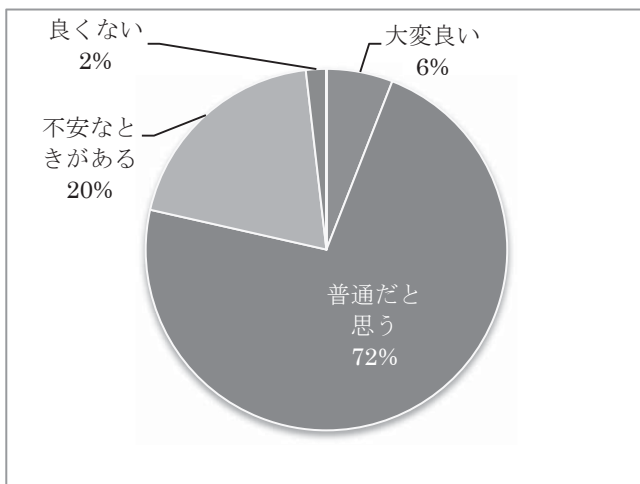
【その他の意見】

- 定期的な家庭訪問での声かけや様子うかがい。特に行事等への参加がない人へ。
- 地域の子どもたちとふれあえるイベントやいろんな世代と交流できる事業。
- 足腰の弱いお年寄り宅のゴミ出しのお手伝い。(TVでは小学生が組織的にしていました)
- 孤独死をなくすための緊急時お助けシステム。
- 空家などを使ってのおしゃべりカフェのようなお年寄りの交流の場。
- 歩いてその場所まで行けません。行けない人のことも考えて事業を作ってください。
- 認知症の人を地域で見守るネットワーク。
- 買い物や家事の援助。

(4) 安心・安全

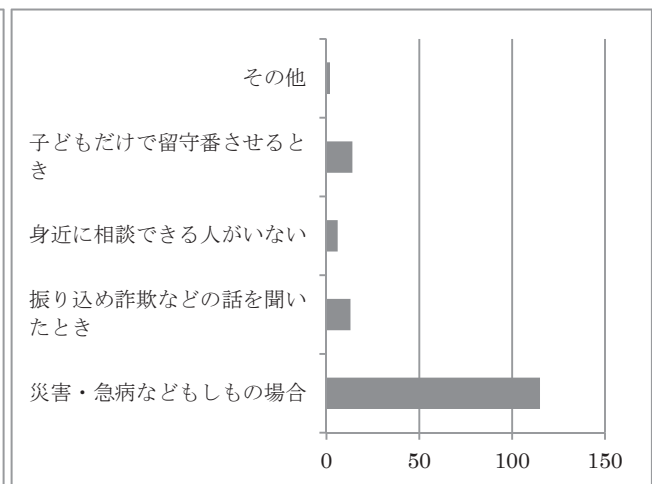
(4) -1 【設問19】

多治米学区に住んで治安がよいと思いますか。



(4) -2 【設問20】

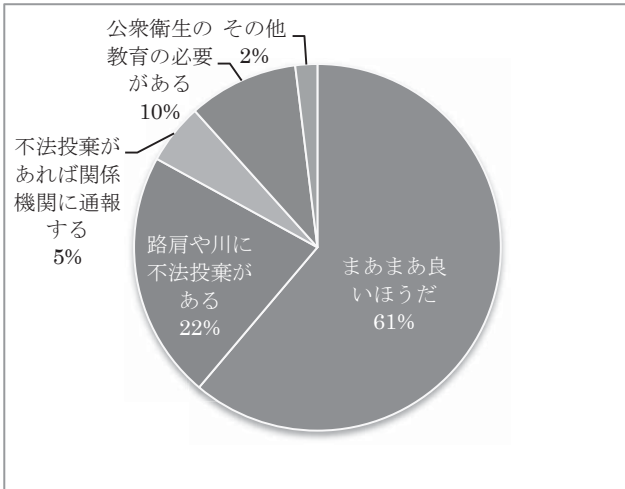
不安に思うときはどんなときですか。



(5) 環境

(5) -1【設問9】

家電製品や家庭ごみの不法投棄について、どう思いますか。

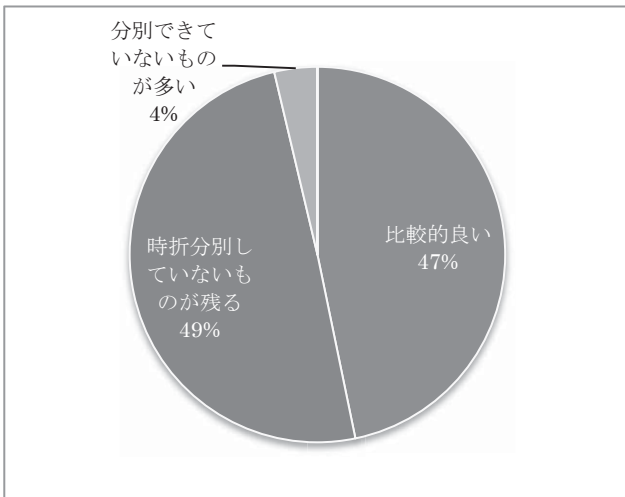


【その他の意見】

- 区域以外の方がゴミを持ち込んだり、不法投棄をすることがある。
- 家電製品がゴミ置き場によく捨てられている。
- 自転車の乗り捨て等が時々あり、警察に届けているが、盗難車でなければ持ち帰ってくれないので困っている。
- 地域には駐車場が多くあり、管理業者は定期的な清掃管理を徹底してほしい。

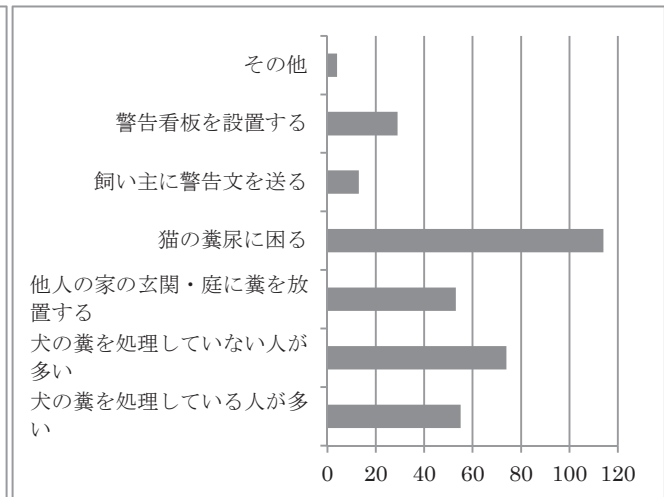
(5) -2【設問10】

ゴミの分別について、どう思われますか。



(5) -3【設問11】

犬や猫の糞尿処理について、どう思われますか。





2016 年とんど祭り